

安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No. **17**
2022.8.17

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

安保法制違憲訴訟は いよいよ結審を迎えます

原告団共同代表 下澤悦夫

2020年に新型コロナウイルス感染のパンデミックが発生し、市民生活に大きな困難を与えました。さらに本年の2月24日、核大国ロシアが隣国ウクライナに軍事侵攻を開始し、核戦争の脅威が現実のものとなっています。この機に乗じて、自公政権は自衛隊による軍備を拡大し、平和憲法を改正しようと躍起になっています。私たちが追行しつつある安保法制違憲訴訟の重要性はいよいよ高まっています。

2018年の提訴以来4年、原告団とサポーターの皆様の熱心な活動と弁護団の尽力に支えられて、訴訟手続は着実に進行してきました。2022年に入り法廷での弁論も最高潮に達しました。去る4月22日には半日にわたり、3名の重要証人の尋問と原告1名の本人尋問が集中して行われました。そして6月15日には、最後の集中証拠調べとして、全日にわたる12名の原告本人尋問が行われました。各原告は次々に証言台に立ち、安保法制法の制定、執行により平和的生存権と人格権が侵害されていること、それぞれが様々な多様な被害を受けており、しかもその被害が深刻であることを裁判官に向かって訴えました。それに加えて、同日までに完成した157通の原告陳述書が、原告らの被害を立証するための書面として裁判所に提出されています。私たち原告の訴えが裁判官たちの心に

響くことを願うものです。

次回の10月28日に最後の口頭弁論期日が開かれ、最終準備書面が提出されて最終弁論・結審となります。来年2023年3月末までには、裁判所の判決が出される予定です。私たちは気を許さず最後まで頑張ります。



尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどをご参照ください。よろしくお願いいたします。

 **10月28日(金)**

最終弁論・結審

13:30 集合 名古屋地裁南側

14:30 開廷 名古屋地裁1号法廷

16:45 報告集会

 **毎月29日**

zoom 安保法制違憲訴訟全国原告連絡会

次回8月29日19時～ 案内はメーリングリストに流します。
ぜひご視聴ください。

7月29日、山本みはぎさんによる
名古屋の裁判の経過報告はこちら。

<https://youtu.be/f0H8VAceUag>

オンライン



原告本人尋問に臨む

6月15日本人尋問に参加していま思うこと

原告 三品小夜子さん



4月頃お話を頂き、初体験でしたので何も見ないでは、当日私は頭が真っ白になってちゃんと弁護士さんの質問に答えられないのではないかとずっと心配していました。

5月から、担当の小林幹寛弁護士と3回の練習を通じて、私に自信を持たせてくださるお声がけなど頂きながら当日を迎えることができました。

お蔭さまで、当日は自分でも不思議なくらいに落ち着いて話ができ、我ながらびっくりしました。

今、ロシアのウクライナ侵略戦争の報道を日々

見ながら「人類はこんなひどいことを何時まで繰り返すんだろう」と思っています。敵対する軍事同盟ではなく、東南アジアのASEANのように話し合いによる協力友好条約にして欲しいと思いました。世界のどの国でも自国民が大切なら、戦争を起こさない努力こそがお互いの国民のために必要だと悟るべきだと思います。戦争は、人と人との殺し合い。勝っても負けても人が死に悲惨です。努力して築いてきたものが簡単に破壊され、たくさんの犠牲者がでます。戦争の悲惨を国民も学び、戦争する人たちを政治家に選ばないようにしていきましょう。

自衛隊明記は戦争の罪に加担すること

原告 石原潔さん



原告尋問を受けるのは初めてのことでした。原稿を見ないで話すのが難関でした。陳述書提出の際は青山邦夫先生が丁寧に読んで下さり、修正を重ねました。今回も

問答の雛形を作って下さり感謝に堪えません。「事実を述べたらいいんです」との示唆は大変ありがたかったです。一文を短くし、内容を削り、裁判官に気持ちが届くように何を言うべきか絞り込みました。朗読を繰り返し、演劇の稽古のように楽しい作業でした。

訴えの半分は、親の戦争体験を子としてどう受けとったか語りました。父が「戦争の罪に加担した」と表現したのは被害者意識からの脱却と気づきました。生涯消えない傷跡を戦争は残す、過酷で悲惨なことです。後半は平和への信条と2015年安保法制への心情を述べました。法廷では思わず力が入り、原稿に無かったことまで付け加えました。当日は原告、弁護団、事務局、支

援の方々と一つの場を熱気をもって共有したような気がしました。

参院選の結果を受け憲法改正発議の動きに現実味が出ました。7月26日朝日新聞記事「憲法を考える」に青井未帆教授の指摘がありました。「自衛隊明記によっても現状は変わらないという自民党の説明は本当の理由を表立たせず不誠実だ。自衛隊と米軍の一体的な運用、武器輸出の積極的姿勢、軍事研究への大学取込みが既に着実に進んだ。明記は九条の歯止めをなくし、日米同盟を真に一体化することを狙う。自衛隊を書き込むことで将来何が起こるのか、誰もわからない。何も変わらないと責任をもって言えるはずがない。」

ウクライナへのロシア侵攻に動揺した世論の大波を受けても、この訴訟の意味が薄れたとは思えません。集団的自衛権容認により既に何が起こったのか、今後、九条への自衛隊明記付加により何が起きるのか、この訴訟で明らかにされてきました。総会での松本先生の発題も刺激的でした。判決まで辛抱強く訴え続けましょう。

原告本人尋問を終えて

原告 清水晃さん



原告本人尋問に指名されたときは少々驚きと不安を感じました。というのも、私は住民運動歴など全くない一般の社会人で、国の政策を推進する政府系金融機関で働い

てきた人間だからです。多少関係があるとすれば、父がシベリア抑留経験者であることと、私が学生時代から憲法や法律、契約や約束といったことへの良心とこだわりがあることぐらいです。

尋問で強く訴えたかったことは、軍隊や戦争の理不尽さや悲惨さ、また、法の支配(ルールに基づく行動)や紛争の予防的解決が重要であることです。これに対する安保法制法の内容や成立過程の不当性、特に、国民の多数意見を無視した暴力的なやり方について強い憤りを述べました。

また、私の受けた損害は、政府・与党が私の精神的な拠り所である良心や信条を暴力的な行為で否定したことによる精神的苦痛であり、パワーハラスメントの被害のようなものだということも述べました。そして、その損害の内容や程度と同時に原因となった出来事(安保法制法の内容と制定過程)が違憲・違法・不当かどうかをキチンと判断して欲しいことを裁判所に求めました。違憲性や行為の正当性の判断を回避した判決では到底納得ができない、理解すらし難いことを裁判長に訴えたつもりです。

法廷で尋問に答えてみると、自分が感じていた「怒り」の理由や対象がはっきり見えるようになりました。また、声を上げることの大切さを再認識することもでき、大変有意義な経験となりました。これからも一緒に戦って行きたいと思います。

子どもでも分かる「憲法は空想」

原告 林秀治さん



原告の意見陳述は二回経験があるが、本人尋問は初めて。陳述書は出してあったが、それに囚われず自由に想いを述べていいから、と弁護士。

宣誓したからにはウソを言うわけにはいかない、幼くて記憶がない事は、親・叔父・叔母から聞いた事と断って時間内、思いの丈を話した。

私は1943年名古屋市栄区で、商家の二男として生まれた。父は出征・徴用を繰り返し、住まいと作業場は空爆で名古屋城と共に焼かれた。家族は多治見に疎開していたが、そこでの7・15空襲も酷かった。

その一ヶ月後終戦となったが、国は何もしてくれない。父は借金をして駅裏で商売を始めた。私は4歳の春名古屋へ戻った。戦後妹が3人生まれた。ところが私が小2の冬、父が脳溢血で倒れた。当時は不治の病と言われた。その数年後兄、そして妹が失明した。生活保護を受けた。公的

援助はそれだけ。軍備に税金を使うなんて、とんでもない。

中 2・3 の社会科の教師が「君たちが社会に出てから役立つように」と、憲法と労基法を詳しく教えてくれた。おかげでその後の人生は、抵抗と反抗の日々だった。

憲法は理想(空想)だ。未来の国の形と目差す民の権利を謳っている。だから現実の反映ではない。

しかし施行時既に実現していた条項がある。それは第9条だ。その後外圧と政府の変心によって、子どもでもでも分かる憲法違反の、自衛隊という名の軍隊が作られ、いまや世界第5位の軍事大国だ。税金の使い方が間違っている。

問題は私(原告)の主尋問に対して、被告の反対尋問(5分予定)が、「ありません」の一言だけが予想されたので、「ちゃんと尋問しなさい、ありませんとは、私の主尋問に異議ありませんと言う事か」と問うが無言。裁判長が促すと「ありません」と被告。

全く呆れたよ、こっちは自費、あっちは税金。

環境と平和は切り離せない



原告本人尋問に当り、その尋問の直前にウクライナの戦争が勃発したことに運命を感じました。伊藤朋紀弁護士には何度も話を聞いていただき、良い質問を提示してもら

いました。感謝しています。

私は理科の高校教員として暮らしてきました。分け隔てなく比較的自由に生徒と向き合うことができたと思います。教科の合間を縫って、原子力の仕組み、核のゴミ、再処理と核燃料サイクルといったことにも言及してきました。話しながら、核のゴミと放射能の問題を考え続けてきました。そんな私にとっても、福島第一原発事故は青天の霹靂でした。

原発事故が起き、これを機に大量消費社会が見直され、人々の暮らしは変わらざるを得ないと、

当時は安易に考えていました。ところが、その後の自公政権の開き直りと強気な姿勢、そしてその強気な政治を支持する人びとの姿に私は愕然としました。

まさに「大衆の反逆」とはこのことです。都合の悪いことに目をつむり、思考停止のなか、原発再稼働と安保法制の制定、そして憲法改正が行われようとしています。環境と平和の問題は切り離すことができません。私が原告となったのはまったく自然なことでした。

法廷で証言することにより、戦後の民主主義教育を受けた世代として、役割を果たすことができました。また、この裁判を通して、多くの市民活動家の方々と知り合いになることができました。いろいろなことを思い出しながら、大きな物語の中に生きていることを実感しています。この裁判が後世に長く語り継がれることを願っています。

安保法制違憲訴訟(名古屋地裁)

原告尋問の内容と反省



法廷での原告尋問は初めてのことだったが、すでに陳述書が提出してあるから、これに沿って答えればよいと安易に考えていた。ところが、資料や文書は一切見ない

で口頭で発言しなければならないと知ってプレッシャーが大きくなった。改めて私の記憶力や認知力が老化とともにかなり衰えていることを思い知らされた。事前に指導を受けた弁護士平井宏和さんの指示はよく理解できて自信になった。自分の思いが裁判官にどう伝わったのか気になっているが、思いを具体的に端的な言葉で表現する大事さが分かった。

私の尋問の前半は、①安保法制についてどう考えるか。②この安保法制でどんな精神的苦痛を受けたか、であった。

「専守防衛」の枠を超え、海外で戦争のできる軍事国家への道を歩み、敵基地攻撃すら可能に

する。改憲の手続きを経ないこんな勝手な憲法解釈は狂気の沙汰であり、明らかに憲法違反で許されない。教育の中で培われ、憲法を支えに生きてきた私の価値観は否定され、人格が根底から崩壊してしまうような苦痛を味わっている。

安保法制違憲訴訟ではこれまでのところどの裁判所も憲法判断に踏み込まず、個人の人格権、平和的生存権を認めようとしていない。戦争が起きていない段階での精神的苦痛はないという判断である。この現実には私は追いこまれ、崖っぷちに立たされている。

尋問の後半は①主として学校教育で培われてきた自分の人格形成と憲法とのかかわり。②教師として子どもの無限の可能性を信じる教育観、楽しい授業づくりと学校経営だった。

最後に裁判官への期待は、世間から信頼され、尊敬もされている裁判官には、三権分立、司法の独立を守る砦になってほしい。安保法制への賢明な憲法判断を示してください。

障がい者だからこそ感じ 言わねばならないこと

原告 寺西昭さん



私のような者を証人申請していただき、誠にありがとうございます。

最初、内河先生からお電話いただき、その後はメールでやり取りしました。最後は2回、先生の事務

所で打ち合わせをしました。私は全盲の障がい者ですので、内河先生がいろいろと配慮くださり、心配していたよりもスムーズに準備は進んでいきました。

打ち合わせのなかで、私が果たすべき役割はやはり、障がい者だからこそ感じること、障がい者だからこそ言わねばならぬことを裁判官に語りかけることだろうと確認しました。

第二次世界大戦の日本の状況、ナチスの障がい者安楽死作戦、21世紀のアフガン、シリア、イラクの状況、そしてロシアのウクライナ侵略。そこで障がい者がどういう目に合っているか、知って

いる限り具体的にお話ししました。

そして、憲法で保障されるはずの障がい者の平和的生存権、基本的人権の尊重、幸福追求権、法の下での平等、奴隷的拘束を受けない権利、表現の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労権、財産権を、戦争は、根こそぎ奪っていくという確信を訴えました。

私は平和運動に目覚めてから32年間、自分のため、愛知視覚障害者協議会の仲間のため、2人の子どもたちのため、必死で頑張ってきました。なのに安倍内閣は信じられない方法で、安保法制を強行採決してしまいました。その悔しさを裁判官に語りかけました。

損害賠償請求訴訟の形を取っていますが、何としても違憲判決を出してもらわなければなりません。裁判官に、何か一つでも気づいてもらえたかは分かりませんが、私としては、精一杯お話しできたので安堵しています。

安保法制は共に生きる社会を 踏みにじる法律

原告 原科浩さん



多くの原告がおられる中で、貴重な原告尋問をさせていただきありがとうございました。私はプロテスタントの信仰持つクリスチャンであり、物理学を専門として主に工学部の

の学生を教えている大学教員であり、在日朝鮮人差別に抗する運動などにかかわってきた者です。今回の尋問では、三番目の立場に視点を絞って尋問を組み立てていただきました。

学生時代に幸いにも在日朝鮮人の友人を得、また多くの出会いを通じて、なぜ多くの朝鮮人が日本に暮らしているのかを知り、その歴史的な経緯にもかかわらず、きわめて厳しい差別的な扱いを受けていることに目を開かれました。そして、私自身がその差別をしている側の当事者であることにも気づかされ、指紋押捺拒否裁判(外国人登録法問題)、国立大学入学資格(受験資格)問

題、朝鮮高校無償化排除問題などの運動にかかわってきました。

安保法制が成立して日本が戦争ができる国になり、戦争の準備が進められていくときに何が起きるのか。明治期に隣国へ帝国主義的侵略を行っていくなかで、徹底してアジア人(特に朝鮮人や中国人)蔑視が植えつけられました。その結果ひききおこされたのが、南京大虐殺をはじめとする日本軍の残虐な行為であり、関東大震災時には民衆による朝鮮人虐殺が行われました。このアジア蔑視や朝鮮人差別は戦後も克服されることなく、そして今まさに現代において、朝鮮、韓国、中国へ敵意があおられ、在日朝鮮人への差別扇動が行われています。

安保法制は、日本人と在日外国人の関係を破壊し、共に生きる社会を追い求めてきた私たちの願いと努力を踏みにじる法律です。この私たちの痛みが裁判官に届くことを願っています。

安保法制違憲訴訟 原告は訴える



自衛隊の海外派兵について①1991年3月、戦費支出による平和的生存権に基づく損害賠償請求訴訟、②92年10月、国連平和維持活動協力法に基づく自衛隊海外

派遣差止請求訴訟、③98年2月、ゴラン高原PKF違憲訴訟、④96年「思いやり予算」違憲訴訟、⑤2004年2月、自衛隊イラク派兵差止請求訴訟の原告として関わりました。

⑤の判決で、「航空自衛隊のイラクでの活動は、憲法9条1項に違反する」、「平和的生存権は、基本的人権の享受を可能ならしめる基底的权利であり、具体的権利性がある」とやっと認められた。

日本軍の侵略戦争と日本政府による植民地支配について、南京大虐殺を「なかったんではない

か」と否定する名古屋市長がいる。名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊員300名は、三菱重工名古屋航空機製作所道德工場などで1944年6月から翌年10月まで17ヶ月間働かされた。帰国するとき三菱の担当者は「給料は手荷物と一緒に送り届ける」と言ったが、戦後77年、元挺身隊員は、誰一人一銭も受け取っていない。

侵略戦争と植民地支配について政府と軍需企業そして日本人が反省していないことが、どんな社会を作り出してきたか。侵略戦争の無反省が自衛隊の海外派兵を拡大させ、連合国捕虜や朝鮮人への強制労働が反省されてこなかった結果、パート、アルバイト、派遣、契約社員など、非正規雇用労働者が低賃金・不安定雇用を強いられており、平穩どころか、貧困生活を強いられている。私たちに一人ひとりに無縁ではありません。

護憲側は具体的な防衛策を提示できるか？



原告の一人としてこの訴訟に加わったのですが、ただの市民としての私が、安保法制によって「今現在受けている権利侵害」を述べることは、中々難しい事でした。

この法制によって常時、現在、国民(私)を危険な状態に晒している訳で、平穩な暮らし＝平和を希求する権利に対する重大な侵害である筈であるが、「現」に侵害された権利とは認められない。そこで、私は、小牧基地に自衛隊機が着陸態勢に入る航路下の住人であるため、安保法制制定後さらに危険に晒されることとなり平穩に暮らす権利が侵害されているという主張をしました。

その前段では、第2次大戦中、名古屋などの兵器廠が爆撃されるようになると、故郷の閑静な田舎に、地下軍事工場が建造されることとなって、一気に空爆を受けるような状態になった例を挙げて、現在の日々の平穩な暮らしも、戦争が始まれば、あつと言う間に一変してしまうので、常に関心を持って、戦争への道を阻止する事の必要を

訴えたつもりでした。

が、本年2月にウクライナ戦争が始まった今では、平穩な日常があつと言う間に破壊されることは日々メディアで即時伝えられ、多くの国民にとって戦争に関心を抱かざるを得ない状況に一変しました。

そうした中の参議院選挙。戦争への不安感、軍備拡張路線の政党に利することとなり躍進を後押ししました。軍備を拡張するということは不安感にとって具体的でわかりやすい。

逆に、護憲派の勢力は、「もし戦争になって攻撃されたらどうするか」という普通の国民の普通の不安感に応えられる「具体的な方法」を提示できていないと思います。

戦争にならないように外交努力をするのは当然ですから、努力してもダメな場合の具体的な方策までを提示できなければ説得力はありません。説得力が無ければ、今後現政権が狙っている憲法改正の方向に国民が誘導されていくのを阻止するのはますます難しくなってくると感じています。一刻も早く深い議論を望みます。

加害者となる被害を言葉にするために

原告 近藤ゆり子さん



私が「9条違反」で国を訴えるのは、1991年の湾岸戦争戦費支出訴訟、2004年の自衛隊イラク派兵差止訴訟（いずれも名古屋地裁提訴）に続き、今回が3件目となる。

私には「人格権侵害」を立証する特徴的なものはないので、「証人申請したい」と弁護団から打診されて戸惑ったが、特に断る理由もない。裁判所が原告本人尋問を採用したとしても、数人に絞られて自分には回ってこないだろうと考えていたので、申請した13人全員が採用されたと聞いて驚いた。

本人尋問の申請に伴って出した陳述書では、自らの「被害」を、イラク派兵差止訴訟の標語「強いられたくない、加害者としての立場を」を敷衍するものとした。日本の過去の戦争、今後安保法制の下で関わってしまうかもしれない戦争の加害

責任を「被害」として言葉にしたいと漠然と頭に描いた。しかし実際の尋問の時期は、ウクライナ戦争の惨事に便乗して、軍拡と9条改悪が声高に議論されるときとなった。15分という短時間で何を語るか？担当の中谷弁護士と何度か相談し、当初の構成をかなり変えた。

「自己の体験」は、2017年にベトナムのクチの戦跡で感じたことに絞った。ベトナムの民衆が自らと大事な人々との命と尊厳を守るために戦い、大国からの軍事支援なしに侵略者を撃退したことは歴史的な快挙といえる。だが、恐怖と苦痛の中で死んだ若い米兵の姿を脳裏に描けば、手放して喜べない。戦争は人殺しであり、どんな人殺しも「正義」の名で称えられるべきではない。

「今、裁判所が明快な憲法判断を避ければ、裁判所が死ぬ、本当に人びとが死ぬ、日本国憲法のある日本が死ぬ。歴史に責任を持つ、勇気ある判断を」。少しは通じただろうか。

安保法制違憲訴訟の原告尋問を終えて

原告 濱崎裕功さん



30数年ぶりの原告尋問。緊張しました。裁判長に自分の思い、この法律の違憲性、平和的生存権を理解してもらえるか。論旨は自分が体験したことですし、内容的には

松本先生のフォローに答えるだけでしたので難しいことはありませんでした。しかし全国で行われている安保法制違憲訴訟の敗因の平和に生きる権利をどう認めさせるかでは得点を稼げなかったと反省しています。

ウクライナ戦争や日本の核兵器共有、敵基地攻撃能力など状況の中で、現行憲法を変え戦争する国にしようとしている昨今の政治状況の中で、

やはり裁判所が憲法違憲審査権能力を発揮し、「安保法制は憲法違反だ。国民生活をどう守るのか。」を国民の圧倒的な声にして司法を変える以外にないのかと思います。

米中対立、ロシアの大国主義、北朝鮮の動き等々、世界各地で紛争は途絶えることはありません。憲法九条こそが光であり希望です。この精神を世界中に行き渡らせることこそが私たちの務めであると思います。第二次戦争で亡くなった方々の願いでもあります。

連日の猛暑の中で10月の最終弁論取り組んで見える弁護士先生の奮闘にこたえるべく私もささやかながら皆さんと一緒に平和を考えていきたいです。

2022年7月18日

安保法制違憲訴訟あいち総会



7月18日、安保法制違憲訴訟あいちの総会と松本篤周弁護士事務所局長による「大軍拡・改憲状況下での安保法制違憲訴訟の意義」をテーマに記念講演を行いました。

総会では、2021年度の活動報告と会計報告、そして2022年度の活動方針が承認されました。

2018年の提訴以来4年が経過し、弁護団の尽力で、当初の221名の原告のうち157名の方に陳述書を提出していただきました。これは他の訴訟と比べてみても高い提出率です。ご協力、ありがとうございました。

総会での質疑では、弁護士にきちんと費用を支払うべきである。若い人やサポーターを増やす工夫が必要である。判決に向けメディアへアプローチすべきである。全国交流会の情報を伝えて欲しい、といった提案や意見をいただきました。今後事務局で検討させていただきます。

今後裁判は、10月の最終弁論、今年度内の一審判決を迎えます。もうひと頑張りをする必要がありますが、事務局は人手が足りません。事務局としてご協力していただける方を募ります。事務局の会議はzoomで行うこともできます。ぜひ、よろしくお願いします。

安保法制違憲訴訟あいち 2021年度 活動報告

コロナ禍の東京五輪の開催と衆院選挙

2021年4月、西谷文和さん制作によるDVD「戦場から見た憲法9条」の上映を裁判所に要請しました。ところが裁判所はこれを認めず、第13回口頭弁論は中谷雄二弁護士によるDVDの上映の必要性を説く弁論となりました。

7月になるとコロナの累計感染者数は約80万人、累計死者数は約14800人に達し、第5波が始まろうとしていました。そうしたなか菅政権は世論の反対を押し切って、人命よりもオリンピックを優先させました。



10月、菅政権は衆議院選を目前に退陣し、岸田政権のもと10月31日に行われた衆議院選挙において、憲法は争点にならず、選挙結果は立憲野党にとって大変厳しいものとなりました。

11月、第15回口頭弁論においてDVD「戦場から見た憲法9条」の上映を実現することができました。これにより私たちは2018年8月の提訴以来すべての主張を終えました。

ロシアのウクライナ侵攻と

証人尋問・原告本人尋問

2022年2月24日、核大国ロシアが原発を有する隣国ウクライナに突如軍事侵攻しました。戦争が現実のものとなり、先行きを見通すことができません。そうしたなか、自公政権と日本維新の会は軍事費をGDP比2%、総額11兆円超へ増額、さらに核共有などと言い出し憲法改正を加速しようとしています。

4月と6月、布施祐仁さん(ジャーナリスト)、小西洋之さん(参議院議員)、飯島滋明さん(名古屋学院大学教授)の3名の証人尋問と13名の原告本人尋問が実現しました。

証人尋問と原告本人尋問は、ウクライナ情勢を反映し大成功に終わりました。報告集会で布施祐仁さんが語ったように「これで裁判に負けたら日本の司法はいったいどうなっているんだ」ということになります。

裁判は10月28日、双方が総まとめの最終陳述を行って結審し、来年3月末までに判決を迎えます。

安保法制違憲訴訟の会あいち 2022年度 活動方針

皆さまには、昨年度もこの訴訟の傍聴や学習会の参加などご協力いただきお礼申し上げます。

飯島滋明さん、小西洋之さん、布施祐仁さんの3名の証人尋問と13名の原告本人尋問も充実した内容で、今後は10月28日の最終弁論と今年度中であろう判決です。全国の裁判は、残念ながら一審・高裁とも棄却の判決が続いていますが、これまで弁護団はじめ原告の皆さんが精力的に安保法制の違憲性を主張・立証してきたことが報われるよう、もうひと頑張りをして違憲判決を勝ち取りたいものです。

さて、先に行われた参議院選挙では、厳しい選挙が予想されていたとはいえ、自民党が単独過半数を獲得し、いわゆる改憲勢力が三分の二を占めるという結果になりました。直前の安倍元首相の銃撃というショッキングな事件もあり、今後の政局・政治に注目していかなければなりません。

岸田首相は、選挙後の記者会見で「できる限り早く発議に至る取り組みを進めていく」と憲法「改正」に意欲を見せています。また、中国脅威、台湾有事を念頭に、「自由で開かれたインド太平洋」をスローガンにアメリカをはじめ、オーストラリア、インド、ヨーロッパの国々とも軍事的連携の強化を進めています。今年末に改定を目指している「国家安全保障戦略」・「防衛計画の大綱」・「中期防衛計画」の中には、軍事費のGDP比2%以上の強化、南西諸島へのミサイル配備を進めて「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の強化が盛り込まれ、一層の軍事大国化、戦争への道を目指そうとしています。

市民生活は、アベノミクスの失敗、ロシアのウクライナへの侵攻などで、輸入品の高騰、急激な物価上昇の一方賃金是一向に上がらず、コロナ禍の影響もあり苦しい状況が続いています。このような状況の中で軍事費のみ突出して増強するという異常な状態です。

「改憲」が現実味を帯び、軍事大国化が進む中、この裁判で違憲判決を勝ち取ることはますます重要です。一審判決如何によっては控訴審も念頭におき以下活動方針を提起します。

1. 裁判勝利のためにより積極的な活動を行う。

今年度中に、一審の判決が出る予定。一審の勝利判決に向け、裁判所に対して公正な判決を求める取り組みをする。また判決如何によつては控訴審に取り組む準備を始める。

2. 学習会の実現と充実

学習会の目的は、

- ①裁判の意義と内容を深める。
- ②すでに発動をされている安保法制下の現状を理解する。
- ③より活動を広めるために裁判の支援体制を整える。

3. 活動の支援体制を充実させる

サポーターをさらに増やす。

年1回の総会を開き、活動報告や方針を原告・サポーターで共有する。

4. 活動資金の確保にさらに努める

資金面で裁判を支えるために、会費の確実な納入をめざし、活動支援の 캄パ もお願いする。

5. 広報活動を充実させる

会報の内容をより充実させ、読みやすいものにする。

ホームページの充実やFBなど、SNSをより積極的に活用し広報をする。

6. 事務局体制の強化をめざす。

上記の諸活動を推進するために、事務局メンバーを増やし、より機動的に活動できるようにする。

7. 全国原告連絡会に参加し、各地の原告とつながり交流や学習を深める。





記念講演

「大軍拡・改憲状況下での 安保法制違憲訴訟の意義」

講師：松本篤周弁護士（安保法制違憲訴訟あいち弁護団事務局長）

7月18日、イーブルなごやにおいて、総会の後、松本篤周弁護士事務所による記念講演がありました。その内容はこれまでにない危機感迫るものでした。講演の要約を掲載します。記念講演の動画は下記のYoutubeからも見ることができます。

安保法制違憲訴訟あいち・総会記念講演
松本篤周弁護士事務所

<https://youtu.be/wO4eQraD3J0>



国民投票で改憲阻止のための対話の必要性

私たちは安保法制が違憲であることを裁判に訴え、その撤回を求めてきた。しかし今、衆参両議院において改憲勢力が三分の二を占めることになり、改憲発議・国民投票が現実のものとなりつつある。私たちが裁判において違憲判決を勝ち得たとしても、もし改憲がなされたならば、安保法制は合憲となり、違憲判決は効力のないものとなってしまふ。

今後3年間選挙はない可能性が極めて高い。改憲の国民投票が避けられないならば、私たちにできることは改憲阻止のための対話である。

自民党改憲草案の狙いと危険性

世論調査によれば、憲法九条を変えない方が良いという世論が多数である。しかしその一方で、自

衛隊の明記については、明記しても良いという世論が多数である。自民党改憲案はこの点を巧妙に狙っている。

2012年の自民党改憲草案には「国防軍」と書かれていたものが、2018年の草案では「自衛隊」と改定された。日本が海外から攻め込まれたとき、現在ある自衛隊によって守られるということを強調しているのである。敵基地攻撃能力を反撃能力として、安保法制の「集団的自衛権」を隠し、「個別的自衛権」に見せかけているのである。多くの人は災害救助をする自衛隊が有事の際も助けてくれると思ってしまうのではないだろうか。

また草案には、自衛隊の行動は法律で定めるとあるが、行動にブレーキをかける法律はない。現実には安保法制は自衛隊に対しアクセルとなっている。

日本と同じ第二次世界大戦の敗戦国ドイツは、戦後軍隊をコントロールする厳しい規定をつくったが、海外に派兵し犠牲者を出している。これに対し日本は憲法により「軍隊禁止」とし、自衛隊を「必要最小限の戦力」という不文律により例外と位置付けてきた。このまま放置すると、もともと現在の憲法では、9条により軍隊について「絶対的禁止」とされているため、当然のことながら憲法上は「専守防衛とか必要最小限とか、集団的自衛権はダメ」というような制限規定は一切存在しない。あくまでも解釈により限定的な例外を認めてきただけ。そこに唐突に明文で「自衛隊OK」とだけ書き込んでしまったら、今後は憲法上一切の制限がない軍隊(自衛隊)が一人歩きするという極めて危険な状態になってしまう。

改憲阻止のための対話とはどういうものか

改憲阻止のための対話とは「平和憲法は変えたくないが、自衛隊を明記することは良い」と考えて

いる人々との対話である。

ロシアのウクライナ侵攻後の情勢を考慮したならば、それは「外国が攻めてきたらどうするのか？」という疑問に対し、どう答えるかという問題である。

安保法制の集団的自衛権は日本を戦争に巻き込む。アメリカに協力することにより戦争に巻き込まれる。武器で平和をつくることはできない。信頼と外交によって平和をつくるべき、といったこれまで通りの主張を繰り返すだけでは、私たちは孤立してしまうのではないだろうか。

大切なことは反論し主張するだけでなく、話が噛み合うことである。相手を言い負かしてしまったのでは対話はそこで終わってしまう。それでは対話にはならない。



善意の疑問に対する対話

憲法九条を理想論と考え、「そんなきれいごとで国を守れるか？」という疑問を無視してはならない。なぜならそれは善意の疑問だからである。そうした善意の人たちを味方につけなければ、改憲の国民投票に勝つことはできない。

そこで敢えて相手の考えを頭ごなしに否定するのではなく「日本に対する主権侵害などがあり必要に迫られた場合、現在ある自衛隊を国民のために活用して抵抗し、国民と国土を守る。しかし、絶対に外には出て行かない」と個別的自衛権を認め、相手の言い分を聞く必要がある。

そのうえで「中国や北朝鮮が日本を攻撃することがあり得るだろうか」と対話を継続させることができるのである。さらに「攻撃されないように、アジアの

諸国間で日常的に信頼関係を醸成する必要があるのではないか」と対話を発展させることもできる。また人によっては、攻撃されたら「すぐに降伏して武力では闘わない。しかし、何年かかっても粘り強く非暴力の活動で、侵略者を追い出す状況を作り出すまで頑張り続ける」と自分の考えを聞いてもらうことも可能となるだろう。

対話において大切なことは、互いの考えの違いを確かめ、その違いを認め合うことではないだろうか。

戦力不保持への展望

個別的自衛権や必要最小限の戦力としての自衛隊を認めることは、戦力不保持という理想を捨てることではない。長い目で見たならば、武器のない世界をつくるための一つのステップと考えることができる。

第一段階として、安保法制の発動や海外派兵の拡大など、9条をこれ以上の蹂躪することを許さず、軍拡に終止符を打って軍縮に転じる必要がある。

第二段階は日米安保条約の破棄である。そのためには野党共闘が進み民主的政権のもとで、人々が体験を通じて安保条約の弊害を理解する必要がある。安保条約廃棄が合意されても、すぐに自衛隊解消の合意が得られるわけではない。

平和は日本一国の問題ではない。第三段階として、日本が世界やアジアの国々と対等・平等・互恵の友好関係を築く必要がある。非同盟となった日本の中立の地位が国際的に確立したならば、アジアの平和的安定の情勢が成熟することを見定めながら自衛隊解消に向けて本格的措置に取り組むことになる。

最終段階は国際的な信頼が醸成し、国民の圧倒的多数が「万が一にも心配ない、自衛隊は必要ない」と考えるようになった段階である。現時点では何年かかるか分からないが、ベクトルの方向は見失ってはならない。

国民投票において改憲を阻止するためにどうすれば良いか、これからもみなさんとともに考え、対話をし、経験を交換したい。



こんなに多くの原告本人尋問を実現させたことは素晴らしいことです。被告代理人が反対尋問をすべて拒否逃亡？したことは原告と裁判所をなめているとしか言いようがない。

ウクライナ戦争で騒然として凶に乗る好戦勢力や世相を裁判所は冷静に憲法と良心に従い断じてもらいたいと切に願っています。陳述された原告の皆様と担当弁護士の皆様、本当にありがとうございました。勝ちたいです。

原告 山本勉さん

日本の国は邪馬台国以来2000年弱、元寇の2回を除いて外国に侵略されたことはない。その日本が江華島事件以来70年の間に日清戦争、日露戦争、第一次大戦、山東出兵、十五年戦争と戦争ばかりしている。そのことに何の反省もない人がまた戦争のできる国づくりをしようとしている。

憲法は国のかたちである。憲法を守らないことは国を壊すことである。憲法は社会契約であり、憲法のないところに国はない。自分の国のルールを守らない国を誰が信じるだろうか。

原告 鷹巢辰也さん

編集室からひとこと

憲法は英語でconstitutionといい法律lawとは異なります。憲法が文章として初めて書かれたのは独立後間もないアメリカ合衆国です。当時、アメリカの人々が日々の生活の中から必要に迫られて作ったものが憲法です。権力者や権威ある法律家がつくったものではありません。このことが日本国憲法のわかりやすさにも影響しているのかもしれません。

青山邦夫弁護士がよく「大切なのは事実と理屈である」といわれます。これは自然科学の方法とよく似ています。「事実」とは「実験と観察」、そして「理屈」とは「自然法則natural law」です。

もう一つ自然科学には「思考実験」という方法があります。

平和憲法はこの「思考実験」ではないでしょうか。現実には存在しないものを想像する「思考実験」は自然科学の発展にとっても大きな役割を果たしました。摩擦のない滑らかな面などがそれに当たります。

「永遠平和」は現実には存在しません。しかし、これを頭の中で思い描くことはとても価値のあることです。観念論ではなく、立派な科学的方法だと思います。日本の平和憲法はこの「永遠平和」を現実にも文化化した「思考実験」です。そして平和憲法は多くの人々と共有してはじめて真に価値あるものとなるのです。

会費とカンパのお願い

2022年会費の納入をお願いします。
みなさま、闘い抜くために一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、
サポーターは継続して募集しております。

会計報告

22年5月～7月

22年度4月繰越金	1,440,871 円
入金部	138,000 円
原告年会費	90,000 円 (26名分 30口)
サポーター年会費	22,000 円 (11名分)
参加費	0 円
カンパ	26,000 円
出金部	69,033 円
事務印刷費	5,155 円 (案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)
事業費 1	5,000 円 (公判前集会の会場費・備品代、物品購入、賛同費、講師謝礼など)
事業費 2	27,740 円 (会報・要請はがき等、事業者印刷費など)
郵便通信費	30,938 円 (郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)
弁護団経費	0 円 (コピー代、会議費用実費のみ前渡金、弁護士費用としては支払っていません)
雑費	200 円
残高	1,509,838 円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>